

職業安定分科会(第192回)	参考資料1
令和5年 3月17日	

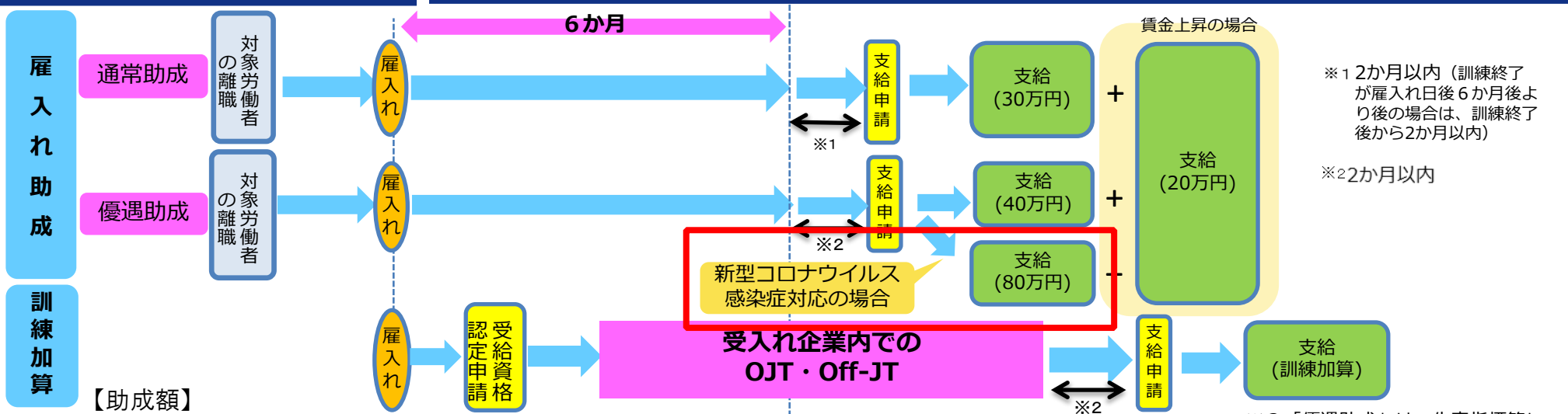
# 参考資料1 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案

(職業安定分科会関係)

### 1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。  
また、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合に、全ての対象事業主に対して20万円加算することとする。

### 2 事業の概要・スキーム



【助成額】		通常の助成		優遇助成(※3)	
		30万円		40万円	
雇入れ助成		通常の助成		優遇助成(※3)	
		30万円		40万円	
		新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に40万円を加算 ⇒令和4年度限りで廃止			
		賃金上昇加算(※4) 20万円を加算			
訓練加算	OJT実施助成		800円/時	900円/時(※5 1,000円/時)	
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時(※5 1,100円/時)	
		経費助成	上限30万円	上限40万円(※5 上限50万円)	

※1 2か月以内（訓練終了が雇入れ日後6か月後より後の場合は、訓練終了後から2か月以内）

※2 2か月以内

※3 「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

※4 制度改正後：雇入れ時の賃金が雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合の助成

※5 優遇助成において賃金上昇加算となった場合の訓練加算

# 特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

現行				令和5年度改正内容(案)
助成金の種類(コース名)	対象労働者	助成内容(対象者・企業規模等によって異なる)		
		助成対象期間	合計支給額	
①特定就職困難者コース	高齢者(60歳以上 <b>65歳未満</b> ) 母子家庭の母、障害者 等	1～3年	30～240万円 (2～6期に分けて支給)	65歳以上の者を支給対象に追加
②生涯現役コース	<b>65歳以上</b> の離職者	1年	40～70万円 (2期に分けて支給)	廃止(65歳以上の者は①のコースの対象とする)
③被災者雇用開発コース	東日本大震災による被災離職者 ・被災地求職者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)	廃止
④発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース	発達障害者、難病患者の求職者	1～2年	30～120万円 (2～4期に分けて支給)	-
⑤就職氷河期世代安定雇用実現コース	正規雇用の機会を逃した等により十分なキャリア形成がなされなかった就職困難者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)	対象労働者の要件の変更(※)
⑥生活保護受給者等雇用開発コース	ハローワークや地方自治体の就労支援を利用している生活保護受給者、生活困窮者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)	-
⑦成長分野等人材確保・育成コース	①～⑥の対象労働者	1～3年	60～360万円 (2～6期に分けて支給)	<支給要領による見直し> 「成長分野」の助成メニューについて 支給対象業務を「専門的職業」に限定

※・「35歳以上55歳未満の者」を「昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者」とする。

・「過去1年間に通常の労働者として雇用されたことがない者」の要件について、本人の責めに帰すべき理由以外の理由により当該期間に離職した者を新たに助成対象とする。

・「過去5年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である者」の要件について、通常の労働者として雇用された期間がある者であって、婚姻、妊娠、出産又は育児を理由とした離職により、この要件を満たす者は助成対象外とする。

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に対して助成する制度。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者</li> <li>○ 離職している期間が1年超の者</li> <li>○ 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者</li> <li>○ フリーターやニート等で<b>55歳未満の者</b></li> <li>○ 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）</li> </ul>	<p>月額4万円</p>

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、トライアル雇用終了後、引き続き雇用するときは、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期から受給が可能。

### 令和5年度改正内容（案）

- ・ 対象労働者のうち「フリーターやニート等で55歳未満の者」について、「フリーターやニート等で**昭和43年4月2日以後に生まれた者**」とする。

# トライアル雇用助成金 新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者（シフト減により離職と同様の状態にあるとみなされるものを含む）であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

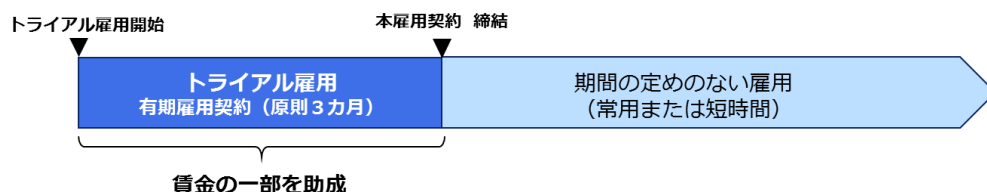
## ■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
職業紹介の日において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者	常用雇用	週30H以上	月額4万円 (月額5万円※)
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円 (月額3.12万円※)

※「感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主」（次の①から③の全ての要件を満たす事業主）の場合の助成額

- ① 令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない事業主
- ② 令和2年4月1日以降、雇用保険被保険者が休業支援金を受給していない事業主
- ③ 令和2年1月24日以降、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていない事業主

## ■ 助成のイメージ



## 令和5年度改正内容（案）

令和4年度限りで廃止

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材※）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

## 2 事業の概要

### ○対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・事業再構築（※）に必要なコア人材を雇入れた事業主

※事業再構築補助金（中小企業庁）のうち「物価高騰対策・回復再生応援枠」及び「最低賃金枠」の採択を受けたもの

### ○助成要件

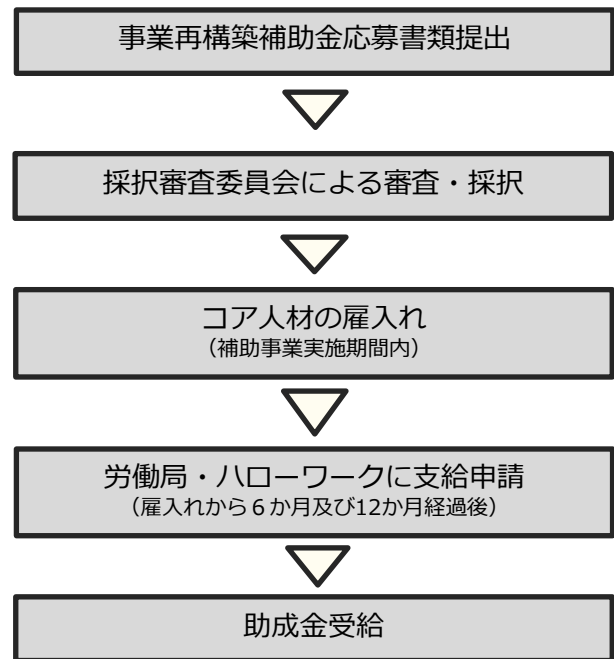
事業再構築の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なスキル等を保有する労働者（コア人材）を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

### ○助成額

中小企業	中小企業以外
280万円 (6か月ごとに140万円×2期)	200万円 (6か月ごとに100万円×2期)

## 3 事業スキーム

### ○助成金支給までの流れ



令和5年度当初予算案 1.2億円（23億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

## 1 事業の目的

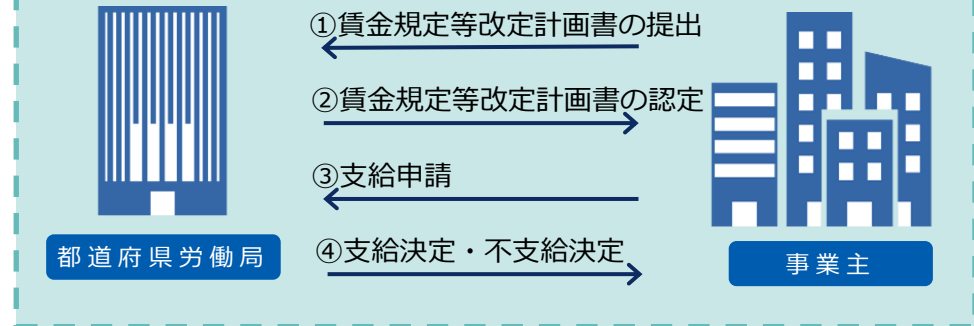
雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対し支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### <支給対象となる事業主>

- 雇用保険適用事業所であって、以下の要件をいずれも満たす事業主
  - ・60歳から64歳までの高年齢労働者の賃金規定等を改定し、高年齢雇用継続基本給付金の受給者の時間当たりの所定内賃金を60歳時点と比較して75%以上にしていること。
  - ・当該事業所に雇用される労働者に係る高年齢雇用継続基本給付金の受給額が減少していること。

### <事業イメージ>



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国
- ◆ 助成率：高年齢雇用継続基本給付金の減少額の2/3（中小企業以外1/2）
  - ※当該事業所に雇用される労働者（申請対象期間の初日において雇用されている者に限る。）に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に、上記の助成率を乗じた額を助成。
  - ※1回の申請の対象期間は6か月、最大4回（2年間）まで申請可能。



## 給付金の種類と額

### ① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

### ② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

## 給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和7年度以降は70.4%）

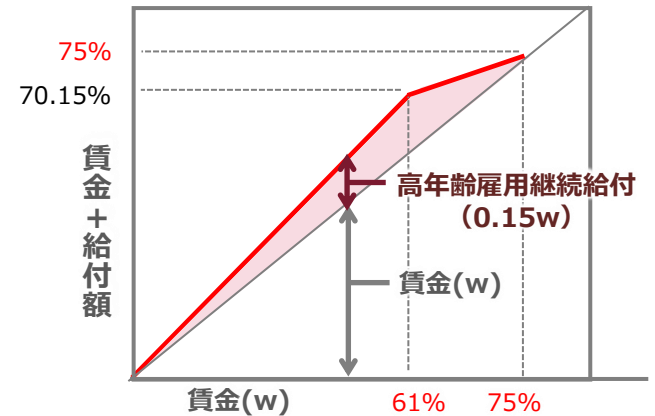
を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額36万4,595円を超える場合、超える額を減額

## 支給期間

65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

## (参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	令和2年改正 (令和7年4月施行)
<b>給付率</b>	<p>賃金の原則 <b>25%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・80 - 85% : 給付額は逡減</li> <li>・85%以上 : 支給しない</li> </ul>	<p>賃金の原則 <b>15%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70.15 - 75% : 給付額は逡減</li> <li>・75%以上 : 支給しない</li> </ul>	<p>賃金の原則 <b>10%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70.4 - 75% : 給付額は逡減</li> <li>・75%以上 : 支給しない</li> </ul>



## 目的・概要

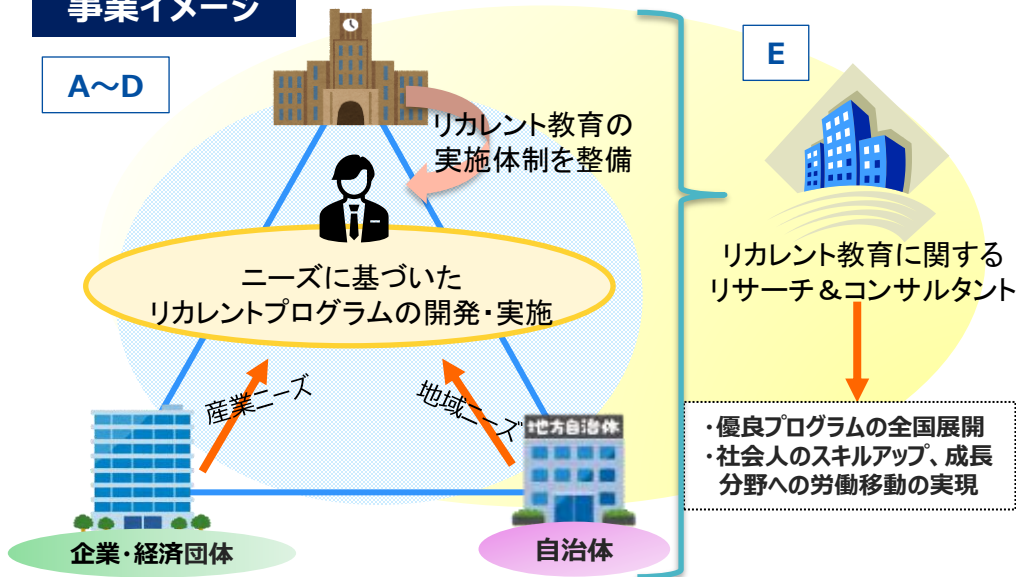
- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 併せて、大学におけるリカレント教育事業を**定着発展させる**ため、ニーズ把握からプログラム開発を一体的に実施する体制整備を支援する。

大学が民間企業や社会人に対しても積極的に働きかけ、

- 社会人のキャリアアップ
  - 企業の人的資本投資と生産性の向上
  - 発展し続ける社会を支える大学
- の好循環を構築

## 事業イメージ

A~D



## 実施内容

※補助率：2/3（A~D）

### A. デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【40百万円×30拠点×2/3=8.0億円】

- 主に**就業者**が対象。DX分野に強い企業等と連携し、**応用的なデジタル・グリーン分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動に繋げる。**

### B. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー又はリスキル）

【20百万円×20拠点×2/3=2.7億円】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者**が対象。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的又は応用的な重要分野の能力を取得しキャリアアップにつなげる。**

### C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【40百万円×10拠点×2/3=2.7億円】

- 大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野の**ハイレベル人材を育成し、イノベーション等に繋げるため、**短期間（半年程度）のリカレントプログラムを開発・実施する。

### D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【45百万円×9拠点×2/3=2.7億円】

- 民間企業等との「組織」連携のもと、**大学院のリカレント教育に係る組織内改革（リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等）や、養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメイド型のリカレント教育学位プログラムの構築（短期間プログラムのパイロット実施含む）**に向けた支援を実施する。

### E. プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【1.4億円・2か所（民間企業等）】

- 大学が行うリカレントプログラムの開発や実施上の課題に対する調査や助言、開発したプログラムの横展開等に関する支援に併せ、**事業の円滑かつ効果的な実施に向けた支援**を行う。

労働者がその有する能力に適した職業に就くことを容易にし、促進するため、労働市場における労働力需給の地域間、職種間、年齢間の不均衡に対処し、労働者に対する職業転換、地域間移動及び職場適応への援助等を目的として、給付金を支給する制度。

給付金の種類	支給対象者	給付内容
就職促進手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>求職手帳所持者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高年齢失業者等</li> <li>・ 沖特法離職者</li> <li>・ 漁業離職者</li> <li>・ 一般旅客定期航路事業等離職者</li> <li>・ 港湾運送事業離職者</li> <li>・ 特定漁業離職者</li> </ul> </li> <li>○ <b>45歳以上の求職者等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者</li> <li>・ 刑余者、</li> <li>・ 社会的事情により就職が著しく阻害されている者</li> </ul> </li> <li>○ <b>認定駐留軍関係離職者</b></li> <li>○ <b>知的障害者</b></li> <li>○ <b>精神障害者</b></li> <li>○ <b>母子家庭の母等、父子家庭の父等</b></li> </ul>	4,024～5,820円/日 (雇用労働者以外の者は居住地域区分に応じて支給)
訓練手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本手当：3,530～4,310円/日</li> <li>・ 技能習得手当：受講手当500円/日(上限40日分) 通所手当 42,500円/月(上限)</li> <li>・ 寄宿手当：月額10,700円</li> </ul>
求職活動支援費 移転費 就業支度金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域求職活動費：交通費(実費)、宿泊料(6大都市等 8,700円、その他の地域 7,800円)</li> <li>・ 求職活動関係役務利用費：利用費の8割を支給する(日額上限8,000円)</li> <li>・ 移転費：交通費(実費)、移転料(62,000円～481,000円) 着後手当(12,700円～38,000円)</li> <li>・ 就業支度金：就職又は事業開始までの期間に応じて就職促進手当の一定日数分</li> </ul>
職場適応訓練費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職場適応訓練：月額24,000円(6ヵ月以内) ※重度障害者 月額25,000円(1年以内)</li> <li>・ 職場実習(短期)：日額960円(2週間以内) ※重度障害者 日額1,000円(4週間以内)</li> </ul>
特定求職者雇用開発助成金		30万円～240万円(助成期間1年～3年)

### 令和5年度改正内容(案)

特定求職者雇用開発助成金について、**65歳以上の者**を支給対象に追加する。

# 建設事業主等に対する助成金

令和5年度当初予算案 76億円 (68億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

建設業においては、技能者の約1/3は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行し、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする（法9条）。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### トライアル雇用助成金

#### ◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

暫定措置の廃止

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース  
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）

② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成  
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）  
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

### 人材確保等支援助成金

#### ◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】

現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%  
中小建設事業主以外 45% など

#### ◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

【対象となる事業】

○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助  
○CCUS登録等に係る申請手続支援  
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%  
中小建設事業主団体以外 50%

#### ◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、賃金要件、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給（経過措置）。1年以内に賃金要件を達成した場合も、上乗せ支給（制度要求）。

### 人材開発支援助成金

#### ◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

【助成率・額】 ①経費助成 補助対象経費の16.7% ②賃金助成 3,800円/人日  
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日  
④賃金向上助成・資格等手当助成 ②の場合 1,000円/人日

割増措置の延長

#### ◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】

○安衛法による教習、技能講習、特別教育  
○能開法による技能検定試験のための事前講習  
○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）

(1) 労働者数20人以下

①経費助成 75% ②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >  
③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日  
④賃金向上助成・資格等手当助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日

(2) 労働者数21人以上

①経費助成 35歳未満：70% 35歳以上：45% ②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >  
③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日  
④賃金向上助成・資格等手当助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日

2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）

①経費助成 60%  
②生産性向上助成 ①の場合 15%  
③賃金向上助成・資格等手当助成 ①の場合 15%など

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成<>括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和5年度まで延長）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）（経過措置）。

※ 令和5年度より成果主義の賃金向上助成・資格等手当助成を追加（1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成したら支給）（制度要求）。

支給実績：R3年度 6,164,253,698円（143,159件）

KPI： トライアル雇用助成金（受給事業所の常用雇用移行率80%以上）  
人材確保等支援助成金（受給事業所の定着率95%以上）  
人材開発支援助成金（受給事業所の定着率96%以上）